

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中部大学（以下「学園」という。）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 評議員に対しては、報酬を支給するものとする。ただし、学園の寄附行為第33条第1項第1号により選任された評議員については、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 評議員の報酬は、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬日額は、別表に定める額とする。

(交通費及び費用)

第5条 評議員には、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

2 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法による実費を支給する。

3 自家用車を使用する場合は、学園出張・旅費規程に準じて計算し支給する。

4 評議員が職務の執行に当たって交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第6条 学園は、この規程をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第151条第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行し、2025年度の定時評議員会の終結の時から適用する。なお、2025年度定時評議員会終結の時までの報酬は無報酬とし、交通費及び費用は従前

の例による。

別表（第4条関係）

	評議員会等	日額
評議員	対面出席	30,000円
	書面または電磁的方法による 議決参加	10,000円